

# 南鉄 だより

発行責任者 副理事長／ 吉水 正溥

平成21年1月19日 No. 号外

発行所 南部鉄工業協同組合  
名古屋市南区笠寺町字松東 58-2

TEL(052)822-5353 FAX(052)824-1193

## 愛知県融資制度（経済環境適応資金「セーフティネット資金」）に関する情報提供について

平成20年12月16日付で制度拡充

- ・ 融資限度額を1億円に拡大
- ・ 保証期間10年を新たに設定
- ・ 据置を最長2年まで延長

|           |  |
|-----------|--|
| ご利用できるかた  | 経営安定関連保証（セーフティネット保証）の1号、2号、5号または6号の要件を満たし市町村長の認定を受けた中小企業者（個人、社会、医療を主たる事業とする法人、協同組合等） |
| 貸付金額      | 1億円以下  |
| 保証期間・貸付利率 | 運転・<br>設備<br>2年以上3年以内 年1.5%<br>4年以上5年以内 年1.6%<br>6年以上7年以内 年1.7%<br>9年以上10年以内 年1.8%   |
| 返済方法      | 原則として据置6か月（保証期間6年以上のものは1年（平成22年3月31日まで：最長2年））の分割返済                                   |
| 保証料       | <a href="#">保証料率表参照</a>  |
| 担保        | 原則として不要です。   |
| 連帯保証人     | 原則として法人代表者以外は連帯保証人は不要です。<br><a href="#">連帯保証人について参照</a>                              |

★保証申込先・・・愛知県信用保証協会または取扱金融機関の県内各店舗

詳しくは愛知県信用保証協会へ

<http://www.cgc-aichi.or.jp/>

[http://www.cgc-aichi.or.jp/25\\_keieiantei.html](http://www.cgc-aichi.or.jp/25_keieiantei.html)

パンフレット

[http://www.cgc-aichi.or.jp/pdf\\_files/leaflet\\_kanse.pdf](http://www.cgc-aichi.or.jp/pdf_files/leaflet_kanse.pdf)

## 〔 雇用を守るためには 〕 中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設しました。（平成20年12月から当面の間の措置となります。）

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

### 【主な受給の要件】

(1) [1]最近3ヶ月の生産量はその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること。

[2]前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要。）

(2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと 又は

(3) 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと

### 【受給額】

○休業等

休業手当相当額の4/5（上限あり）

支給限度日数：3年間で200日

（最初の1年間で100日分まで）

教育訓練を行う場合は上記の金額に

1人1日6,000円を加算

○出向 出向元で負担した賃金の4/5

### 【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-2.html> 出典